

投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令概要

投資信託及び投資法人が主として投資対象とすることができる資産である特定資産に再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権を追加する等の規定の整備を行うこととする。(第3条、第19条、第116条、第117条、第125条、第126条、第130条関係)